

自治会の手引き

（令和8年度版）

最終改訂 令和8年9月



斑鳩町総務部総務課

目 次

第 1 章 自治会の役割・組織

自治会の役割	2
自治会の運営・組織	3

第 2 章 斑鳩町自治会連合会

自治会連合会とは	4
----------------	---

第 3 章 自治会と町との関わり

町への届出について	5
自治会文書のコピーについて	6
自治会への加入について	6
自治会加入案内チラシ.....	7
町からの補助金について	9
自治会と関わりの深い町の業務と担当課	24
自治会からの委員選出について	24
年間行事予定	25

第 4 章 自治会の法人化（認可地縁団体）

認可地縁団体とは	26
認可の要件	27
認可地縁団体の各種変更手続きについて.....	28

はじめに ～つながる安心、住みよいまちへ～

私たちの暮らしを取り巻く環境は、少子高齢化や共働き世帯の増加などにより大きく変化しています。便利になる一方で、ご近所同士の「助け合い」の機会は少し減ってきているかもしれません。

しかし、災害が多発する昨今、「いざという時に頼れるご近所さん」の存在が見直されています。何も起こらないときは気づきにくい「地域のつながり」こそが、私たちの暮らしを守るセーフティネットです。

自治会は、決して堅苦しいだけの組織ではありません。「おはよう」と挨拶できる関係づくりや、ちょっとした困りごとの解決など、住みよいまちへの“はじめの一歩”を踏み出す場所です。一人ひとりが無理のない範囲で関わり、何かあったときだけでなく、普段から安心できる「地域の絆」を育んでいきましょう。

第1章 自治会の役割・組織

■自治会の役割

自治会は、地域での生活をより快適で安全なものにするため、住民が自主的に運営する、暮らしに最も身近な活動団体です。

近年はライフスタイルの変化により近所付き合いが希薄になりがちですが、イベントや美化活動を通じて「楽しそう」「地域の役に立ちたい」と感じていただき、自然な形で参加の輪が広がることもあります。

自分たちの住む地域をより良くするためには、住民同士が顔見知りになり、情報を共有し、協力し合うことが大切です。日頃の挨拶やイベント等を通じた交流は、楽しいコミュニティづくりだけでなく、防犯や災害時の助け合いといった「安全・安心」の基盤となります。

自治会の主な役割としては、次のようなものがあげられます。

◆親睦と交流

住民同士の交流を深め、連帯感を高めることで、心豊かな地域生活を送ることができます。回覧などにより地域の情報を伝達することができます。

【主な活動例】

夏祭り、文化祭、日帰り旅行、趣味の講座などのイベントなど

◆安全・安心の確保

顔見知りが増えることは最大の防犯対策です。また、災害時にはスムーズな助け合い（共助）が可能になり、被害の軽減につながります。

【主な活動例】

防犯灯や消防施設の設置・管理、防犯パトロール、防災訓練、自主防災組織や自衛消防団の設立・運営など

◆情報の共有

回覧板や掲示板などを通じて、生活に必要な地域情報や行政情報を伝達します。

◆環境の維持

ごみステーションの管理や清掃活動など、清潔で美しい住環境を守ります。

【主な活動例】

ごみステーションの維持管理、公園の草刈り、水路清掃、環境美化活動など

◆行政へのパイプ役

地域の課題や要望をまとめ、行政へ届ける橋渡しの役割を担います。

■自治会の運営・組織

自治会は、そこに住む住民による自治組織です。みんなで話し合い、民主的に運営していくことが大切です。

◆規約（会則）の整備

規約は、みんなが気持ちよく活動するための「地域のルール」です。民主的かつ公平な運営を行うために欠かせないものであり、時代や地域の実情に合わせて作成・運用します。

◆役員の構成

秩序を保ちながら、円滑な運営のために、役割分担を明確にします。

（例）自治会長・副会長・会計・書記・監事 など

※自治会の規模によって、役員構成や人数等は変わってくるものと考えられます。

◆役員の選出

役員の選出については、選挙、推薦、抽選、輪番制など、さまざまな方法がありますが、自治会内でよく話し合い、それぞれの自治会で一番望ましい選出方法を工夫しましょう。

◆組織

総会（最高議決機関）

少なくとも年に 1 回は開催し、全会員に参加（または委任等）を呼びかけます。予算・決算、事業計画、役員選出などの重要事項を決定します。

役員会・班長会など

総会での決定事項に基づき、具体的な活動内容や実務的な進め方を協議します。



第2章 斑鳩町自治会連合会

■自治会連合会とは

地域社会を支える基本的な組織としての自治会の役割がますます重要になっているなか、自治会連合会では、住民の自治活動の向上発展に努め、関係行政機関との連携を図るとともに、各自治会の相互の連絡を密にし、地域住民の福祉の向上と豊かな地域社会づくりに寄与するため取り組んでいます。

特に研修会では、自治会活動に活発に取り組んでおられる先進的な事例報告会や、自治会長同士での情報交換会を開催するなど、自治会活性化に向けての取組みを進めています。

◆組織

町内各自治会の連合組織で、第1地区（龍田地区）・第2地区（龍田地区）・第3地区（法隆寺地区）・第4地区（富郷地区）の4つの地域ブロックからなっています。現在、104自治会が加入しています。

自治会連合会加入自治会数

	第1地区	第2地区	第3地区	第4地区	計
自治会数	37	21	12	34	104

◆会合等

年2回程度、各自治会長が一堂に会する会合（総会・研修会等）があります。自治会同士の親睦や交流を図り、それぞれの活動について情報交換しあうことで、個々の自治会活動をより活発化させることができます。

◆役員会

各ブロックから3名ずつ、12名の役員で組織され、年4～5回程度開催されます。



第3章 自治会と町との関わり

■町への届出・手続き

自治会の運営において、設立や役員の変更などがあった場合は、役場総務課への届出をお願いします。

1. 各種届出

以下の場合、速やかに役場総務課へ提出・ご連絡ください。

- ◆自治会を設立したとき・・・「自治会発足届」を提出してください。
- ◆自治会長が交代したとき・・・「自治会長交代届」を提出してください。
- ◆回覧数（世帯数）に変更があったとき……

自治会回覧用文書の配布部数に調整が必要な場合は、その都度お知らせください。

2. 登録後の対応と個人情報の取り扱い

◆行政情報の送付

届出のあった自治会には、官公署等からの連絡や配布物を適宜送付します。

◆代表者情報の取り扱い

届け出いただいた代表者の個人情報（氏名・住所・連絡先）は、町が行政目的（連絡調整や配布物の送付など）に利用するほか、外部から代表者に関する個人情報の提供依頼があった場合に、その目的を確認した上で必要に応じ、氏名・住所・連絡先をお知らせします。

情報提供を行う場合は次のとおりです。

- (1)斑鳩町及び斑鳩町の関係団体が実施する事業に利用する場合。
- (2)新たに入居及び転居予定の者から提供依頼があった場合。
- (3)開発行為及び工事、不動産売買等に係る連絡のための提供依頼があった場合。
- (4)自治会が管理する物件(集会所等)の利用等、自治会に対して用務があり、提供依頼があった場合。
- (5)国または県その他地方公共団体(警察・消防等)から、公共の用に使用する目的での提供依頼があった場合。
- (6)自治会相互の連絡で使用する場合。
- (7)その他公益上の目的で使用する場合。

営利の物販、勧誘などの目的のために情報を提供することはありません。

■自治会文書のコピーについて

自治会文書の作成にあたり、下記の公共施設へ用紙をお持ちいただければ無料で印刷機器をご利用いただけます。

なお、情報セキュリティ管理の観点から、USB メモリの接続可能な機器についても、USB メモリからの印刷はご利用いただけません。あらかじめご了承ください。

◆利用可能な公共施設

斑鳩町役場（インクジェットプリンター）	平日 ８：３０～１７：１５
生き生きプラザ斑鳩（コピー機） ※カラー印刷不可	平日・土曜 （土曜が祝日の場合は閉館） ８：３０～２０：３０
中央公民館 西公民館 東公民館 ※カラー印刷不可 ※輪転機のため、１枚の原稿あたり２０部以上の印刷部数が必要な場合に限りま す。	９：００～２１：３０ （水曜閉館）
中央体育館 ※カラー印刷不可	９：００～１７：００ （水曜閉館）

■自治会への加入について

斑鳩町では、自治会への加入を推進するため、転入者に窓口で自治会加入案内チラシを配布しています。（ご希望の自治会には、Ｐ７、Ｐ８の自治会加入案内チラシを総務課でお渡しています。また、斑鳩町ホームページからもダウンロードいただけます。）

自治会に加入して 住み良いまちをつくりましょう



「毎日仕事や子育てで忙しくて、自治会活動まで手が回らない…」

そんな忙しい世代にも、地域のつながりは心強い味方です。

子どもの見守りや、夜道の防犯灯、清潔なごみ置き場
日々の暮らしの「当たり前の安全」は、ご近所の協力で守られています。

災害時など、いざという時、あなたと大切な家族を守るために
まずは近所の人との「おはようございます」から始めてみませんか。

自治会は行政とのパイプ役を担っているだけでなく、環境美化、防犯・防災活動などを行っています。自治会のイベントを通して、お互いが「顔の見える関係」になることで、困った時に助け合うことができ、安全・安心で住み良い環境が出来ます。



過去の災害に学ぶ ～共助の重要性～

大規模な災害が発生した直後は、道路の寸断や同時多発的な被害により、消防や自衛隊などの「公助」がすぐに到着できない場合があります。過去の大震災（阪神・淡路大震災など）のデータでは、倒壊家屋から救出された人の約8割が、家族やご近所の方々（自助・共助）によるものでした。

また、記憶に新しい令和6年の能登半島地震でも、近隣住民同士の助け合いによって多くの命が救われています。

（平成26年版及び令和6年版防災白書より）

住み良いまちを！まちづくりの主役はわたしたちです！

自治会では例えばこんな活動をしています

（活動内容は自治会により異なります。）

防犯灯、消防施設の設置や 維持管理

みなさんが安心して暮らせる
ように、防犯灯や消防施設の整
備を行っています。
（町の補助制度があります。）

親睦活動

お祭りや運動会、自治会独自
の趣味の講座などを開催し、
住民同士の交流を深めてい
ます。

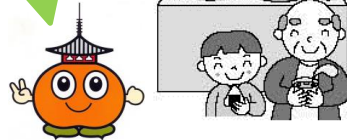
防災活動

自主防災組織を結
成し、災害に備え
て防災訓練をして
います。

生活に関係する身近なこと
に気がつくのは、そこに住ん
でいる住民のみなさんです。

情報伝達

役場からの案内や地域に密
着した情報を回覧板などで
お知らせします。



支え合いの活動

子どもから高齢者まで、地域の
みんなで見守り、お互いに支え
合う地域活動をしています。

環境美化活動

快適で美しいまちにするた
め、水路の掃除や公園の草刈
りなどを行っています。

ごみステーションの維持管理

町では、すみやかにごみを収集
するために、ごみステーション
に集め収集を行う「ステーショ
ン方式」を実施しています。
そのため、自治会等でごみステ
ーションの管理を行っていま
す。

不明な点や入会手続きは、下記へご連絡ください。

お住まいの地区は _____ 自治会です。

＜町会の連絡先＞

【役職】 _____ 【氏名】 _____

【住所】 _____

【電話番号】 _____

■ 町からの補助金について

町では、自治会等が行う活動を支援するため、下記の補助金を交付しています。

番号	事業名	担当課
①	自治会文具料及び資源物指定袋配布手数料	総務課
②	地域集会所施設整備費等補助金	
③	防犯灯設置補助金	安全安心課
④	防犯灯維持管理補助金	
⑤	消防施設整備事業等補助金	
⑥	自主防災組織設立及び活動支援補助金	
⑦	防犯カメラ設置事業補助金	
⑧	防犯カメラ維持管理補助金	
⑨	資源物集団回収事業奨励金	環境対策課
⑩	地元施行に係る水路改修及び水路浚渫事業に対する補助金	建設農林課
⑪	地元施行に係る舗装事業に対する補助金	
⑫	生涯学習活動補助金	教育委員会事務局 生涯学習課

※町民の負担軽減と利便性の向上を図るため、町へ提出する申請書等への押印等の義務付けの見直しを行い、令和４年４月１日から、一部様式を除き押印が不要となり、記名のみでの申請が可能になりました。このことから、窓口だけでなく電子メールやＦＡＸでも申請書類を受け付けます。電子メールやＦＡＸで申請書等ご提出いただく場合は、行き違い防止のため、お手数ですが、送信していただいた旨をお電話にて、各担当課までご一報をお願いします。

（各種様式については、斑鳩町役場ホームページからダウンロードいただけます）

① 自治会文具料及び資源物指定袋配布手数料

総務課

■ 事業の内容	ふれあい豊かな地域社会の育成を目指し、地域住民と町行政との連絡調整を図るとともに、住民のコミュニティ活動を支援することを目的として、自治会等に対し文具料及び資源物指定袋配布手数料を交付します。
■ 補助対象者	斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等）
■ 補助の対象要件	自治会等の組織については、毎年1月1日現在で存在する団体について交付するものとし、文具料の基準となる戸数についても、同日現在の会員戸数によるものとします。ただし、資源物指定袋配布手数料の基準となる戸数は、その年度の資源物指定袋配布戸数によるものとします。
■ 補助金額の基準	○文具料（自治会連合会加入自治会のみ） 1戸当たり 600 円 ○資源物指定袋配布手数料（自治会等） 1戸当たり 50 円
■ その他特記事項	毎年12月初旬頃に総務課から文具料等交付請求書を送付しますので、1月1日現在の戸数を確認のうえ、速やかに総務課へ請求書を提出してください。

② 地域集会所施設整備費等補助金

総務課

■ 事業の内容	地域住民の福祉の増進とふれあい豊かな地域社会の育成並びに自治会活動の活性化を図るため、自治会等が地域集会所の新築・改築・増築・修繕・賃借・既存建物の購入・土地の購入・備品の購入を行うにあたり、補助金を交付します。
■ 補助対象者	斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等）
■ 補助の対象要件	別表のとおり
■ 補助金額の基準	別表のとおり
■ その他特記事項	地域集会所施設整備費等補助金交付申請書を総務課へ提出してください。なお、補助対象事業の区分により、添付書類が異なりますので詳しくは総務課へお問い合わせください。 ※毎年 9 月頃に次年度計画書の提出案内を送付しますので、計画がある場合は、集会所施設整備計画書に見積書を添えて期限までに総務課へ提出してください。

別表

区分	補助の対象	補助金の額
新築及び既存の建物の購入	延べ面積が 30 平方メートル以上であること。 新築の場合の建築単価にあつては、25 万円以下の部分に限る。	実際に要する費用の額（設計・監理費用を含む）の 3 分の 2 以内の額とし、2,500 万円を限度とする。 ただし、延べ面積が 300 平方メートル以上である場合は、実際に要する費用（設計・監理費用を含む）の額の 5 分の 4 以内の額とし、1 億円を限度とする。
増築及び改築	その床面積が 10 平方メートル以上であること。	実際に要する費用の額の 3 分の 2 以内の額とし、500 万円を限度とする。

区分	補助の対象	補助金の額
修繕	実際に要する費用の額が 5 万円以上であること。	実際に要する費用の額の 3 分の 2 以内の額とし、5 0 0 万円を限度とする。
高齢者、障害者に配慮した改造	実際に要する費用の額が 5 万円以上であること。	実際に要する費用の額の 3 分の 2 以内の額とし、3 0 0 万円を限度とする。
土地の購入	新たに地域集会所としての使用に供するため、土地を購入する場合の土地の面積は、8 0 平方メートル以上、既存の地域集会所を増築するため、土地を購入する場合の土地の面積は、2 5 平方メートル以上であること。ただし、平成 1 1 年 4 月 1 日以前から地域集会所の敷地としての使用に供されていた土地を購入する場合は、この限りでない。	購入価格の 3 分の 2 以内の額とし、2 , 0 0 0 万円を限度とする。 ただし、5 0 0 平方メートル以上である場合は、3 , 0 0 0 万円を限度とする。
備品の購入	実際に要する費用の額が 5 万円以上であること。 ただし、購入後、5 年以上使用すると見込まれる備品であって、コミュニティの振興に資するものに限る。	購入価格の 3 分の 2 以内の額とし、7 0 万円を限度とする。
賃借	自治会活動を行うための建物等の使用料及び賃貸借契約による賃借料 ただし、敷金、礼金等を除く。	実際に要する費用の 3 分の 2 以内の額とし、月額 2 万円を限度とする。
(備考) 1 補助金の額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、この端数を切り捨てるものとする。 2 補助を受けて整備を行う地域集会所が、市町村の境界を超え、他市町村に存在する自治会等と、当町に存在する自治会等との共有物である場合は、当町に存在する自治会等が負担すべき費用部分を補助の対象とする。		

③ 防犯灯設置補助金

安全安心課

■ 事業の内容	安全で安心、また地球にやさしいまちづくりをすすめるため、自治会等に対し防犯灯の設置または、故障等による更新（修繕を除く）に要する費用の全部又は一部を補助します。
■ 補助対象者	斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等）
■ 補助の対象要件	補助金は、設置した防犯灯を常に適正に維持及び管理ができる自治会等に対して交付します。
■ 補助金額の基準	○防犯灯の設置 設置に係る費用：1 灯につき 38,500 円を限度として補助。 ※ただし、設置に特別な工事を要する場合、または光量の多い防犯灯を設置する場合は 60,500 円を限度として補助。 ○防犯灯を取付ける為の支柱の設置 設置に係る費用：1 本につき 2 分の 1 の額を補助。
■ その他特記事項	防犯灯設置補助金交付申請書に次の書類を添えて安全安心課へ提出してください。 （１）設置費用に係る見積書の写し （２）設置場所がわかる図面

④ 防犯灯維持管理補助金

安全安心課

■ 事業の内容	自治会等が設置し、維持管理を行っている防犯灯について、電気料金等の経費の軽減を図り、地域の防犯活動に資するため、補助金を交付します。
■ 補助対象者	斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等）
■ 補助の対象要件	補助金は、防犯灯を設置し、維持管理をしている自治会等に対して交付します。 補助の対象となる防犯灯は、原則として、電力供給会社との契約種別が公衆街路灯契約である防犯灯に限ります。 （集会所等と同一の契約となっている防犯灯については、補助対象外となります。）
■ 補助金額の基準	防犯灯の電気料金の全額に相当する額
■ 補助金交付方法	自治会等からの申請に基づき、委任払方式により、町から電力供給会社に対し直接、補助金（電気料金）を支払います。
■ その他特記事項	防犯灯維持管理補助金交付申請書兼受領委任払申請書（第1号様式）を、毎年度当初又は新たに防犯灯を設置したときに、安全安心課へ提出してください。

⑤ 消防施設整備事業等補助金

安全安心課

■ 事業の内容	地域の消防活動に資するため、自治会等に対し消防施設の整備に要する費用の一部を補助します。
■ 補助対象者	斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等）
■ 補助の対象要件	補助金は、整備した消防施設を常に適正に維持及び管理ができる自治会等に対して交付します。
■ 補助金額の基準	主な整備事業は下記のとおり。それぞれ事業費の 3 分の 2 以内の額 ○ホース購入事業 ○器具購入事業（筒先、スタンドパイプ、開栓キー） ○器具格納箱購入事業 ○可搬式小型動力ポンプ購入事業
■ その他特記事項	消防施設整備事業等補助金交付申請書に次の書類を添えて安全安心課へ提出してください。 （１）見積書 （２）設置場所の見取図 ※毎年 9 月頃に来年度の事業予定について意向調査をさせていただきますので、計画がある場合はご回答をお願いします。

⑥ 自主防災組織設立及び活動支援補助金

安全安心課

■ 事業の内容	災害時においては、被害を最小限に抑えるため、隣近所の人たちが集まって、お互いに協力しながら初動時の防災活動に取り組むことが大切です。斑鳩町では、このような自主防災活動の促進を図るため、自主防災組織の設立とその活動に対して補助金を交付します。												
■ 補助対象者	斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等） または斑鳩町が認めた自主防災組織												
■ 補助の対象要件	○補助対象経費 ・設立支援補助金 必要な防災資機材の購入等、自主防災組織の設立に要する経費 ・活動支援補助金 防災訓練、学習会等、自主防災組織の活動に要する経費												
■ 補助金額の基準	○設立支援補助金（設立年度のみ） <table> <tr> <td>1 組織につき 50 戸未満</td><td>50,000 円</td></tr> <tr> <td>50 戸以上 100 戸未満</td><td>100,000 円</td></tr> <tr> <td>100 戸以上</td><td>150,000 円</td></tr> </table> ○活動支援補助金（設立の翌年度から） 戸数に応じた金額以内の部分についてはその実費を補助。 超える部分については、その 3 分の 2 に相当する額を補助。 （補助金上限 合計 150,000 円） <table> <tr> <td>50 戸未満</td><td>20,000 円</td></tr> <tr> <td>50 戸以上 100 戸未満</td><td>40,000 円</td></tr> <tr> <td>100 戸以上</td><td>60,000 円</td></tr> </table>	1 組織につき 50 戸未満	50,000 円	50 戸以上 100 戸未満	100,000 円	100 戸以上	150,000 円	50 戸未満	20,000 円	50 戸以上 100 戸未満	40,000 円	100 戸以上	60,000 円
1 組織につき 50 戸未満	50,000 円												
50 戸以上 100 戸未満	100,000 円												
100 戸以上	150,000 円												
50 戸未満	20,000 円												
50 戸以上 100 戸未満	40,000 円												
100 戸以上	60,000 円												
■ その他特記事項	自主防災組織設立・活動支援補助金交付申請書に次の書類を添えて安全安心課へ提出してください。 （１）設立及び活動事業計画書、収支予算書 （２）自主防災組織の規約及び防災計画書（設立年度のみ）												

⑦ 防犯カメラ設置事業補助金

安全安心課

■ 事業の内容	安全で安心なまちづくりを推進し、自発的な防犯活動を支援するため、防犯カメラを設置しようとする自治会等に対し、防犯カメラの設置に要する費用の一部を補助します。
■ 補助対象者	斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（単一の自治会又は、複数の自治会による集合体）
■ 補助の対象要件	下記の要件の全てを満たすもの （１）防犯カメラの設置について、自治会等の合意形成が図られていること。 （２）防犯カメラの管理運用基準を策定していること。 （３）防犯カメラの設置について、西和警察署の助言（協議）を受けていること。 （４）防犯カメラを設置する場所の所有者等の同意又は許可を得ていること。 （５）防犯カメラの撮影範囲が主として、道路、公園等不特定多数の者が利用する公共空間であり、撮影範囲内に住居等私的な空間が含まれるときは、所有者又は居住者等の同意を得ていること。 （６）防犯カメラの設置に対し、国、県又は町等から同種の補助金の交付を受け、又は受ける予定がないこと。 （７）防犯カメラの設置を示すプレート等を設置すること。
■ 補助金額の基準	補助対象経費の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1 自治会等につき 1 会計年度当たり 20 万円を限度として補助。 ※毎年 9 月頃に次年度の設置予定について意向調査を行いますので、計画がある場合はご回答をお願いします。
■ その他特記事項	申請を行う際には、事前に安全安心課へ相談のうえ、斑鳩町防犯カメラ設置事業補助金交付申請書に次の書類を添えて提出してください。 （１）防犯カメラの設置について、自治会等の合意形成が図られていることを証する書類（例：自治会総会での書類・議事録等）

	(2) 防犯カメラの管理運用基準 (3) 防犯カメラの設置についての西和警察署との協議記録 (4) 防犯カメラを設置する場所の所有者等（関西電力・N T T、その他土地所有者等）の同意書又は許可書（例：占有許可証・電柱等共架許可証等） (5) 防犯カメラの撮影範囲内に住居等私的な空間が含まれる場合における所有者又は居住者等の同意書 (6) 防犯カメラ、防犯カメラを設置するためのポール及び設置プレート等の購入及び設置に要する経費の見積書 (7) 防犯カメラを設置する場所の位置図及び撮影範囲を示すもの (8) 設置する防犯カメラの概要がわかるカタログ等の資料 ※毎年 9 月頃に来年度の事業予定について意向調査をさせていただきますので、計画がある場合はご回答をお願いします。
--	--

⑧防犯カメラ維持管理補助金

安全安心課

■ 事業の内容	安全で安心なまちづくりを推進し自発的な防犯活動を支援するために、自治会等が設置した防犯カメラの維持管理費用として、電気代相当分を補助します。
■ 補助対象者	斑鳩町内に防犯カメラを設置し、維持管理している自治会等（町の補助金を利用しないで設置した防犯カメラも対象になります。）
■ 補助の対象要件	（１）防犯カメラを自治会等で設置し、維持管理していること。 （２）補助金の対象となる期間は、電気料金の支払い期限又は振替予定日を基準として、毎年度４月１日から翌年３月３１日までとなります。
■ 補助金額の基準	防犯カメラ１台につき、月額５００円
■ その他特記事項	○毎年２月中旬頃に安全安心課から斑鳩町防犯カメラ維持管理補助金交付申請書兼請求書を送付しますので、３月末までに申請書兼請求書提出してください。 ○補助金は原則として年１回、当該年度分をまとめて交付します。

⑨資源物集団回収事業奨励金

環境対策課

■ 事業の内容	ごみ減量化、再資源化及び町民のごみに対する意識高揚を図るため、廃棄物のうち再生可能な資源物の回収事業を実施している団体に対し、奨励金を交付します。
■ 補助対象者	自主的に資源物の回収を行う町内の地域住民で組織する団体
■ 補助の対象要件	○団体の登録 奨励金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ斑鳩町資源物集団回収団体登録申請書を環境対策課へ提出してください。 ○交付対象品目 (1) 本類(本、雑誌)、(2) 広告類(広告紙、チラシ)、(3) その他紙類(新聞紙、ダンボール、紙パック)、(4) 繊維類(古布、古着)、(5) 金属類(アルミ缶)、(6) その他町長が適当と認めるもの
■ 補助金額の基準	資源物の総重量に対し、1 kg あたり 5 円 (総重量に 1 kg 未満の端数がある場合は、端数重量を切り捨て)
■ その他特記事項	資源物集団回収奨励金交付申請書兼請求書に資源物回収実績書及び引取り明細書の写しを添えて、次の区分に応じた時期に環境対策課へ提出してください。(インターネット「斑鳩町電子申請サービス」で申請できます) (1) 前年 1 2 月から 5 月までの回収分 6 月 10 日まで。 (2) 6 月から 11 月までの回収分 12 月 10 日まで。

⑩ 地元施行に係る水路改修及び水路浚渫事業に対する補助金

建設農林課

■ 事業の内容	住環境整備の促進を図るため、常時公共の用に供されている水路で、受益者が自発的に施行する水路改修工事、又は水路浚渫事業等維持管理行為に対し、補助金を交付します。
■ 補助対象者	斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等）
■ 補助の対象要件	事業費が 15 万円以上で適当と認めるもの
■ 補助金額の基準	認定した事業費の 2 分の 1 以内の額
■ その他特記事項	地元施行に係る水路改修及び水路浚渫事業補助金交付申請書に次の書類を添えて建設農林課へ提出してください。 （１）事業計画書 （２）収支予算書 （３）その他町長が必要と認める書類

⑪地元施行に係る舗装事業に対する補助金

建設農林課

■ 事業の内容	住環境整備の促進を図るため、常時公共の用に供されている道路で、受益者が自発的に施行する道路舗装工事に対し、補助金を交付します。
■ 補助対象者	斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等）
■ 補助の対象要件	事業費が 25 万円以上で適当と認めるもの
■ 補助金額の基準	認定した事業費の 2 分の 1 以内の額
■ その他特記事項	地元施行に係る舗装事業補助金交付申請書に次の書類を添えて建設農林課へ提出してください。 （１）事業計画書 （２）収支予算書 （３）その他町長が必要と認める書類

⑫生涯学習活動補助金

教育委員会事務局生涯学習課

■ 事業の内容	地区住民の学習の機会と、学習意欲・連帯意識の向上を図ると共に、地域力の醸成を推進するため、対象事業を実施する自治会に対し、補助金を交付します。
■ 補助対象者	斑鳩町自治会連合会加入自治会及び未加入団体（自治会等）
■ 補助の対象要件	○補助対象事業 知識・技能を習得し、生活に潤いを与える学習内容であり、かつ学習を通していきいきとした地域交流を目的とした事業で、下記要件を満たすもの （１）事業は、年間 15 時間以上実施すること。 （２）事業参加構成人員は、10 名以上とすること。 （３）指導者の営業宣伝に供する教室でないこと。
■ 補助金額の基準	○ 1 事業に対する補助金額 事業参加構成人員 10 人以上 14 人以下 15,000 円 15 人以上 29 人以下 18,000 円 30 人以上 21,000 円 ※3 事業を限度とします。
■ その他特記事項	生涯学習活動補助金交付申請書に次の書類を添えて生涯学習課へ提出してください。 （１）事業計画書 （２）収支予算書

■ 自治会と関わりの深い町の業務と担当課

主な業務と担当課は下記の通りとなっています。

- ◆防犯・防災について【安全安心課】
- ◆消防施設の整備について【安全安心課】
- ◆地域集会所について【総務課】
- ◆ごみの収集について【環境対策課】
 - ・折りたたみ式簡易ごみボックス配付について自治会内のごみ集積所で、カラスや野良猫などへの対策を講じているにもかかわらず、被害を抑えることができない場合について、折りたたみ式簡易ごみボックスを配付基準に基づき、自治会に配付しています。詳しくは環境対策課までお問い合わせください。
- ◆環境保全推進委員について【環境対策課】
- ◆道路・河川・都市下水路の管理について【建設農林課】
- ◆交通安全対策について【建設農林課】
- ◆公共下水道の管理、整備について【建設農林課】
- ◆公園について【都市創生課】
- ◆生涯学習、人権について【教育委員会事務局生涯学習課】

■ 自治会からの委員選出について

町では、各自治会から次の委員について選出をお願いしています。

- ◆環境保全推進委員（各自治会から1名）【環境対策課】

地域の良好な環境づくりについての活動をお願いしています。任期は2年です。

自治会長は、環境保全推進補助員として、推進委員の活動の補佐をお願いします。
- ◆人権委員（各自治会から若干名）【教育委員会事務局生涯学習課】

人権教育の推進をはじめ、人権に関わる諸問題の解決にご協力いただいています。

任期は1年です。

■年間行事予定

町における自治会関連行事はおおむね下記の通りとなっています。

開催時期（予定）	行事内容（予定）
5月中旬	自治会連合会定例総会
5月末～6月初旬	いかるがの里クリーンキャンペーン
〃	自治会人権委員研修会
7月頃	差別をなくす町民集会
9月～11月頃	自治会内美化キャンペーン
9月～11月頃	自治会連合会研修会
10月1日	赤い羽根共同募金運動開始※
12月1日	歳末たすけあい運動開始※
3月初旬	清流復活大作戦
〃	安全と安心を守る町民の集い

※募金や寄付行為は本来個人の自由意思に基づいて行うべきものであり、会員の同意なく自治会費から一括して行うことは、強制徴収にあたるとして過去に違法と判断された裁判例があります。募金等を自治会費から一括して行っていただく場合は、自治会内において十分に協議され、会員の皆様の理解と同意を得るなど、各自治会において適切にご対応いただきますようお願いいたします。

第4章 自治会の法人化（認可地縁団体）

■ 認可地縁団体とは

◆ 自治会の法人化について

地縁による団体が法人格を取得する目的は、団体が「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」とされています。

平成3年に地方自治法が改正されるまで、自治会は、PTAや青年団などと同じく法的には通常「権利能力なき社団」と位置付けられ、団体名義では不動産登記等ができませんでした。しかし、自治会では不動産等の資産を保有している場合も多く、これらの自治会などでは会長名義などで不動産の登記等を行っていました。ところが、個人名義の登記は、名義人が転居や死亡などにより自治会の構成員でなくなった場合に、名義の変更や相続などの問題を生じる危険性を伴うものでした。

こうした問題に対処するために、平成3年4月2日公布施行の地方自治法の一部を改正する法律において、自治会が一定の手続きの下に法人格を取得できる規定が盛り込まれ、自治会名で不動産などを登記することができるようになりました。

その後、令和3年度の地方自治法の一部改正により、不動産等の保有及び保有の予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市区町村長の認可を受けることが可能になりました。

「地域的な共同活動を円滑に行うこと」の具体的な事例としては、高齢者等への生活支援や地域交通の維持、地域の特産物開発、マーケットの運営等の経済活動を行っている地縁による団体が団体名義で契約の締結等が可能になることなどがあげられます。これにより、継続した活動基盤の確立、法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、法律上の責任の所在の明確化、個人財産と法人財産との公私混同防止、対外的な信用の獲得等の恩恵を受ける可能性があり、地域活動の一層の活性化が図られます。

◆ 「地縁による団体」とは

地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（法第260条の2第1項）と定義され、区域に住所を有することのみを構成員の資格としています。したがって、団体の区域に住所を有する人は誰でも構成員とすることができます。これが「地縁による団体」です。

■認可の要件

◆町長が認可するためには、次の４つの要件が備わっている必要があります。（法第２６０条の２）

1	その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
---	---

⇒ 認可を申請する地縁による団体が、スポーツや芸術などの特定の活動ではなく広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とすることを規約に明記することが必要です。「現にその活動を行っていることと認められる」ことを証する書類は、総会に提出された前年度の実績報告書でよいとされています。

2	その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
---	-------------------------------------

⇒ 地縁による団体の区域は、その団体が安定的に存在しているその現況によることとしています。この区域は、町又は字及び地番又は住居表示により区域を表示するほか、住民にとって客観的に明らかな区域と認識できる場合には、道路や河川等により区域を画することも可能とされています。

3	その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
---	--

⇒ 「すべての個人」とは、「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味です。また、「相当数」の判断は、一般的には区域の住民の過半数が構成員となっている場合にはおおむね「相当数」とみなされます。

4	規約を定めていること。
---	-------------

⇒ 目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が記載されている必要があります。

【規約（例）については、総務課へお問い合わせください。】

※地縁による団体が法人格を得るためには、町長の認可が必要です。（認可申請書様式は総務課でお渡しします。）

※認可申請を行う際には、必要書類や手続きの流れなど、事前に総務課へお問い合わせください。

■ 認可地縁団体の各種変更手続きについて

- ◆ 地方自治法第 260 条の 2 に基づく「地縁による団体」として認可を受けた団体は、告示事項（代表者、事務所の所在地、規約に定める目的、区域など）に変更が生じた場合には町長への届出等が必要となります。

1 代表者（会長）の変更

届出書類：告示事項変更届

添付書類：変更の承認を受けた総会の議事録
総会資料等

※P 5 に記載の「自治会長交代届」の提出のみでは、告示事項は変更されませんので、手続き漏れのないよう注意してください。

2 事務所の所在地

届出書類：告示事項変更届

添付書類：変更の承認を受けた総会の議事録
総会資料等

3 規約の変更（規約変更認可申請）

申請書類：規約変更認可申請書

添付書類：変更の承認を受けた総会の議事録
総会資料
変更後の規約等

※規約変更は、それぞれの規約において、他の議決案件と比べ、議決数の要件が厳しい規定となっている場合があります。このため、軽微な変更であっても、総会にはかる前に総務課へご相談ください。

※届出書類等様式、添付必要書類、議事録の作成方法など、詳しくは総務課へお問い合わせください。

自治会の手引き

斑鳩町役場 総務部総務課 秘書広報係

〒636-0198

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西 3-7-12

TEL 0745-74-1102 FAX 0745-74-1011

e-mail soumu@town.ikaruga.nara.jp